

玄海町障害者等日常生活用具給付及び日常生活用具貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、在宅の障害者及び障害児並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）（以下「障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図り、障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目)

第2条 給付又は貸与の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とする。

(給付対象者)

第3条 用具の給付対象者は、町内に居住する在宅者で、別表第1の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、用具のうち人工喉頭、ストマ用装具、紙おむつ及び頭部保護帽は、次に掲げる者又は入院中の者についても給付対象者とする。

(1) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所している者

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設に入所している者

3 前2項の規定にかかわらず、介護保険法の規定による介護給付その他の法令に基づく給付であって用具の給付に相当するものを受けることができる者は、当該用具の給付の対象としない。

4 既に給付を受けている用具と同一目的の用具については、前回の給付日から別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難になった場合その他町長が特に認める場合は、この限りではない。

(貸与対象者)

第4条 用具の貸与対象者は、前条第1項に掲げる者であって所得税非課税世帯及び生活保護世帯に属する者とする。

(用具の給付又は貸与の申請)

第5条 用具の給付又は貸与を受けようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付・貸与申請書(様式第1号)又は住宅改修費給付申請書(様式第1号の2)及び当該費用に係る見積書を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、点字図書給付申請時には国が指定した点字図書給付対象出版施設(以下「出版施設」という。)が発行する点字図書発行証明書を添付し、住宅改修費給付申請時には、工事図面、現況の写真を添付しなければならない。

3 第1項の場合において、ストマ用装具及び紙おむつの給付については、4箇月分までを限度とし一括して申請することができる。

4 第1項の場合において、難病患者等については、日常生活用具給付・貸与申請書又は住宅改修費給付申請書に難病患者等日常生活用具給付診断書(様式第1号の3)を添付しなければならない。ただし、対象者が現に他の事業の提供を受けており、症状等の確認ができる場合は、これを省略することができる。

(用具の給付又は貸与の決定)

第6条 町長は、前条に規定する日常生活用具給付・貸与申請書又は住宅改修費給付申請書を受理したときは、課税状況及び生活保護状況等の調査を行い速やかに調査書(様式第2号)を作成し、給付又は貸与の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により給付又は貸与の決定をしたときは、申請者に対し日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)又は住宅改修費給付決定通知書(様式第3号の2)若しくは日常生活用具貸与決定通知書(様式第4号)によって通知するものとし、給付又は貸与の却下を決定したときは、申請者に対し日常生活用具給付・貸与却下決定通知書(様式第5号)によって通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付の決定をしたときは、申請者に対し日常生活用具給付券(様式第6号)又は住宅改修費給付券(様式第6号の2)を交付するものとする。

(貸与の取消し)

第7条 町長は、第6条第1項の規定により貸与の決定を受けた障害者等が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸与の決定を取消することができるものとする。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき

(2) その他、町長が適当でないと認めたとき

2 町長は、前項の規定により貸与の決定を取消したときは、日常生活用具貸与取消し決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(用具の給付又は貸与)

第8条 町長は、用具の給付又は貸与を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に依頼して給付又は貸与を行うものとする。

2 用具の給付の決定通知を受けた者は、速やかに日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券を業者に提出し、用具の給付を受けるものとする。

(貸与の期間)

第9条 用具の貸与期間は、貸与を受けた者が施設等への入所、転出及び死亡その他の事情により、用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(貸与の返還)

第10条 貸与を受けた者又はその保護者は、当該用具を必要としなくなったときは、速やかに町長に対し日常生活用具貸与返還届出書（様式第8号）を提出しなければならない。

(費用の負担)

第11条 用具の給付を受ける者又はその保護者の負担する額（以下「自己負担額」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 用具の給付を受ける者又はその保護者は、用具の給付を受けるとき前項に規定する自己負担額を直接業者に支払うものとする。

3 用具のうち点字図書の給付を受ける者又はその保護者は、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、出版施設が発行する点字図書発行証明書に記載されている自己負担額（一般図書価格額）を点字図書の給付を受ける際、出版施設に支払わなければならない。

4 用具の貸与は、無償とする。

(費用の請求)

第12条 用具を給付した業者が町長に請求できる金額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から自己負担額を控除した額（以下「公費負担額」という。）とする。

(用具の管理)

第13条 用具の給付を受けた者又はその保護者及び用具の貸与を受けた者又はその保護者は、当該用具を目的に反して使用してはならない。

2 用具の給付を受けた者又はその保護者は、当該用具を目的に反して使用したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

3 用具の貸与を受けた者又はその保護者は、当該用具を破損・滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

4 用具の貸与を受けた者又はその保護者は、当該用具の貸与の目的に反したときは、速やかに町長に用具を返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 用具の貸与を受けた者又はその保護者は、故意又は重大な過失により、用具をき損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(台帳の整理)

第15条 町長は、用具の給付又は貸与の状況を明確にするため日常生活用具給付・貸与台帳(様式第9号)、住宅改修費給付台帳(様式第10号)及び点字図書給付台帳(様式第11号)を整備するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年7月15日要綱第30号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則(平成28年10月3日要綱第39号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）
（給付対象用具）

種目	対象者	性能	耐用年数	交付基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の18歳以上の者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として当該対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者で常時介護を要する者 (4) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級の学齢児以上の者で常時介護を要する者 (2) 難病患者等で自力で排尿できない者（診断書により必要と認められる者）	尿が自動的に吸引されるもので、当該対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者で入浴に当たって家族等他人の介助を要する者	当該対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者で、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者（診断書により必要と認められる者）	介助者が当該対象者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	介護者が当該対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の3歳以上18歳未満の障害児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を必要とする3歳以上の者（難病患者等は診断書により必要と認められる者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、当該対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の学齢児以上の者 (2) 難病患者等で常時介護を要する者（診断書により必要と認められる者）	当該対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができるもの）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	(1) 手すりのないもの 4,450円 (2) 手すり付きのもの 5,400円

頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者 (2) 知的障害者又は精神障害者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	(1) スポンジ及び革を主材料に製作 15,656円 (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作 37,852円
歩行補助杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者	1本杖及びT字状又は棒状の杖	—	(1) 木材 2,200円 (2) 軽金属 3,000円 夜行材付とした場合は410円、全面夜行材付とした場合は1,200円増しとする。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。
移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 (2) 難病患者等で下肢が不自由な者（診断書により必要と認められる者）	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 当該対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	8年	60,000円
特殊便器	(1) 療育手帳A判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な上肢障害2級以上者で学齢児以上の者 (2) 難病患者等で上肢機能に障害のある者（診断書により必要と認められる者）	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報機	障害等級2級以上で学齢児以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上で学齢児以上の者又は難病患者等で診断書により必要と認められる者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもので、当該対象者が容易に使用し得るもの	8年	28,700円

	電磁調理器	視覚障害2級以上で18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	当該対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	当該対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級で18歳以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) (1)と同程度の重度身体障害者（意見書により必要と認められる者） (3) 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	当該対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円 ネブライザー及びたん吸引器の機能を併せ持つ機器の基準額は、各基準額の合計額とする。
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上の者 (2) (1)と同程度の重度身体障害者（意見書により必要と認められる者） (3) 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	当該対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円 ネブライザー及びたん吸引器の機能を併せ持つ機器の基準額は、各基準額の合計額とする。
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者	当該対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の18歳以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚障害2級以上の学齢児以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上で人工呼吸器を装着する者 (2) 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者（診断書により必要と認められる者）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由による学齢児以上の者であって、発声及び発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚、上肢又は脳性麻痺等脳原性運動機能上肢障害2級以上の者（原則として情報・通信支援用具の給付を受けることにより社会参加が見込まれる者）	情報機器（パーソナルコンピュータ等）を使用するに当たり左記の障害があることにより必要となる周辺機器及びソフト等	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	(1) 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者等（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者 (2) 視覚障害1級で職業上又は教育上必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害者	標準型及び携帯用	—	(1) 標準型(32マス18行両面書真鍮板製) 10,400円 (2) 標準型(32マス18行両面書プラスチック製) 6,600円 (3) 携帯用(32マス4行片面書アルミニウム製) 7,200円 (4) 携帯用(32マス12行片面書プラスチック製) 1,650円 点筆を含むもの
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の学齢児以上の者（対象者が就労若しくは就学している場合又は就労が見込まれる場合に限る。）	当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、当該対象者が容易に使用し得るもの	6年	(1) 録音再生機 89,800円 (2) 再生専用機 36,750円

盲人用テープレコーダー	視覚障害２級以上の学齢児以上の者	当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	23,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上の学齢児以上の者	文字情報と同紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、当該対象者が容易に使用し得るもの	6年	115,000円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者（ただし、音声読書器の場合は視覚障害２級以上に限る。）	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの（音声読書器の機能があるものも給付の対象とする。）	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害２級以上の18歳以上の者（ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	当該対象者が容易に使用し得るもの	10年	(1) 触読式 10,300円
				(2) 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声及び発語に著しい障害を有する18歳以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、当該対象者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有する学齢児以上の者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、当該対象者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
人工喉頭	音声又は言語機能障害で咽頭を摘出した者	—	—	(1) 笛式 5,000円 (2) 電動式 70,100円 気管カニューレ付きとした場合は、3,100円増しとする。ただし、価格は、電池又は充電器を含むもの
点字図書	視覚障害で情報の入手を主に点字に頼っている学齢児以上の者	点字により作成された図書で、年間6タイトル又は24巻を限度とする。（月間、週刊等で発行される雑誌を除く。）	—	点字図書の購入価格に相当する額

排泄管理支援用具	ストマ用装具	膀胱又は直腸機能障害者でストマを造設している者	—	—	(1) 蓄便袋 8,858円
					(2) 蓄尿袋 11,639円
	紙おむつ	(1) ストマの変形又はストマ周辺の著しいびらんのためにストマ用装具を装着できない者 (2) 二分脊椎等先天性疾患に起因する神経障害による排便機能又は排尿機能障害者等 (3) 6歳未満で発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害者等で意思表示が困難なもの（紙おむつの初回申請には障害程度が確認できる書類を添付する。）	—	—	12,000円
	収尿器	身体障害者で高度の排尿機能障害者等	—	—	(1) 男性用 (普通型) 7,700円 (簡易型) 5,700円 (2) 女性用 (普通型) 8,500円 (簡易型) 5,900円
住宅改修費	居室生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は脳性麻痺等脳原性運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する3歳以上の者であって障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者 (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害がある者（診断書により必要と認められる者）	当該対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他当該住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	1回のみ	200,000円

(貸与対象用具)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	当該対象者が容易に使用し得るもの	—	—
ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーションとして必要性があると認められる者（電話（難聴用電話含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	当該対象者が容易に使用し得るもの	—	—

調 査 書						
①申請受理番号 及び年月日	第 号 年 月 日	②申請者 氏 名		③対象者との続柄		
④対象者	氏 名			生年月日	年 月 日	
	住 所					
	障 害 者 手帳番号 及び障害 等級		障害名又は 疾病名		施設入所 の有無	有・無
⑤世帯員 の状況	氏名	年齢	対象者 との続柄	課税状況		
				当該年度分町民税均等割	当該年度分町民税所得割	前年分所得税
⑥所得区分	区分	課税状況				利用者負担上限額
	生活保護	生活保護世帯				0円
	市町村民税 非課税	市町村民税非課税世帯				1,100円
	所得税非課税	所得割非課税（均等割のみ）				2,250円
		所得割課税				2,900円
所得税課税	市町村民税課税世帯				所得税額に応じ算定	
⑦住居の状況		1 自宅		2 借家		
⑧給付（貸与） 後の生活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○)			その他の状況		
	1 自力でできるようになる	2 一部介助でできるようになる	3 給付して変わらない (一部介助・全介助)	4 その他（ ）	1 コミュニケーションが容易になる	2 情報入手が容易になる
				3 在宅生活が可能になる	4 その他（安全の確保）	
⑨給付（貸与） の必要の有無	1 有	⑩給付する (しない) 理由				
	2 無					
⑪給付（貸与）する用具	⑫予定価格	⑬自己負担額	⑭公費負担予定額			
⑮その他特記事項						
年 月 日						
					調査員	印